

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

616号
2010

最低賃金改正のお知らせ

平成22年12月29日より、滋賀県内の特定(産業別)最低賃金が改正されます。

紡績業、化学繊維製造業、
その他の織物業、染色整理業、
繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業

時間額 **732円**

ガラス・同製品、セメント・同製品、
衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業

時間額 **817円**

製鋼・製鋼圧延業、鋼材、
鉄素形材、铸铁管製造業

時間額 **775円**
(平成16年12月18日発効)

はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業

時間額 **818円**

計量器・測定器・分析機器・試験機、
光学機械器具・レンズ製造業

時間額 **805円**

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **800円**

自動車・同附属品製造業

時間額 **820円**

各種商品小売業

時間額 **747円**

また、滋賀県最低賃金は、平成22年10月21日より 1時間あたり706円に改正されました。

※滋賀県最低賃金は特定(産業別)最低賃金に該当する産業以外の全ての産業に適用されます(繊維工業(ねん糸製造業、織物業、網・網製造業、レース・繊維雑品製造業)は、滋賀県最低賃金が適用されます)。

※最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

※派遣労働者には派遣先事業場の最低賃金が適用されます。

〈お問い合わせ先〉

滋賀労働局 賃金室 TEL 077-522-6654
大津労働基準監督署 TEL 077-522-6641

彦根労働基準監督署 TEL 0749-22-0654
東近江労働基準監督署 TEL 0748-22-0394

平成22年 秋の叙勲・褒章の受章について

今回、元「日本労働組合総連合会滋賀県連合会(略称：連合滋賀)」会長の東郷榮司さんが旭日双光章を、株式会社たねや代表取締役社長の山本徳次さんが黄綬褒章をそれぞれ受章されました。

東郷榮司さんは、昭和37年以来、新日本電気労働組合の執行委員を皮切りに、本県の労働運動を最前線で牽引し、働く人々の権利の向上と労働条件の改善に尽力されました。さらに、県内労働4団体統一化の中心的立場となっており、平成22年2月には「連合滋賀」の結成へ導き、初代会長としてその礎を築き上げるなど本県の労働組合活動の発展および労使関係の安定に多大な貢献を果たされてきました。

山本徳次さんは、和菓子製造工として、安心・安全な「本物の味」を追求し、和菓子の伝統と文化、美味しさを全国に広く発信されたほか、培った技術と想像力で「バームクーヘン」等、革命的な洋菓子商品の開発にも取り組まれています。また、認定菓子職業訓練校により後継者を指導・育成され、和菓子や近江商人の研究・資料収集等の文化活動にも精力的に取り組んでおられます。

目次

表紙	最低賃金改正のお知らせ、平成22年秋の叙勲・褒章の受章について
②	「現代の名工」と「おうちの名工」の受章(賞)について
③	おうみ若者マイスターの認定について
④	技能ルネッサンスかながわ2010の入賞について
⑤	滋賀県障害者雇用等優良事業所等の受賞について
⑥	障害者就職面接会の開催について
⑦	助成金(両立支援レベルアップ助成金、キャリア形成促進助成金)等のお知らせ
⑧	労働局「個別労働関係紛争解決制度」について
⑨	労働委員会だより「あっせん」をご利用ください
⑩	労働相談Q&A「雇用保険について」
⑪	労働保険等の申請に電子申請をご利用ください
⑫	中小企業退職金共済制度のお知らせ
⑬	統計/資料 H21年賃金構造基本統計調査結果
⑭	求人募集について、改正障害者雇用納付金制度について、ホームページ「しがのワーク・ライフ・バランス」のご案内

平成22年度卓越した技能者(現代の名工)の 厚生労働大臣表彰の受章について

東條勝利さん(近江時計眼鏡宝飾専門学校副校長)は、時計・時計類似機器修理工として受章されました。

東條さんは、豊富な知識と高度な時計修理技能を発揮して後進の指導育成に従事されています。また、数多くの修理が困難な時計を蘇らせ、社会に貢献されています。

川崎一栄さん(ヤンマー(株)小形エンジン事業本部)は、特殊産業用機械組立工として受章されました。

川崎さんは、自動化・省力化機械の考案から設計製作に関する技能・知識を持たれ、専用機械製作、機械装置改善、改良等を担当し、幾多の考案・改善により生産効率や品質向上に寄与されています。また、後進技能者の指導育成にも貢献されています。

平成22年度「おうみの名工」知事表彰の受賞について

滋賀県では、卓越した技能により、産業の発展や後進の育成指導にご功績のあった方々を「おうみの名工」として表彰しています。

今年度は下記の14名の方が表彰されました。



▲11月11日表彰式(県公館)

お名前	職種	勤務先
いしもと のぼる 石本 昇	板金工	石本鋳力店
さわせ さとし 澤瀬 諭司	機械修理工 (型打鍛造工)	株式会社 ゴーシュー
しみず きよみ 清水 喜代美	木彫工(木地師)	有限会社 石久仏壇店
たかぎ しげる 高木 茂	フライス盤工	ヤンマー株式会社 小形エンジン事業本部
たなか まさひこ 田中 雅彦	UV オフセット印刷 (フォイルコーター付)	アインズ株式会社 竜王工場
つがき まさる 角垣 賢	西洋料理人	ホテルボストン プラザ草津
なおえ あつし 直江 敦司	木製建具製造工	直江建具店

お名前	職種	勤務先
ひるもと けんじ 蛭本 健児	旋盤工	パナソニック株式会社 ホームアプライアンス 社 製造革新本部製造革新 センター
ほそい くにお 細居 國男	仏壇木地製造工	細居仏具
まつかわ としひろ 松川 敏博	旋盤工	パナソニック株式会社 ホームアプライアンス 社 製造革新本部製造革新 センター
ももた あつし 百田 淳	フライス盤工	キヤノンマシナリー 株式会社
やまうち たかゆき 山内 孝之	金属手仕上工 (金型製作)	パナソニック電工 株式会社彦根工場
やまなか あきひろ 山中 章弘	日本料理人	株式会社琵琶湖ホテル
やまもと あきら 山元 明	造園工事	山元造園株式会社

(敬称略・50音順)

「おうみ若者マイスター」の認定について

滋賀県では、技能研さんへの意欲向上と技能尊重の気運醸成を図ることを目的として、県内に在住または在勤の35歳未満の優秀な若い技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

今年度、新たに下記の6名の方が認定されました。

お名前	職種	勤務先
飯田 哲朗 いいた てつろう	溶射工	(株)シンコーメタリコン
坂本 貴史 さかもと たかし	ばね製造工	(株)シガスプリング
染矢 泰輔 そめ や たいすけ	時計組立工・ 修理工	近江時計眼鏡宝飾専門学校
西川 武徳 にしかわ たけのり	金属工作機械工	パナソニック電気(株) 彦根工場
水野 賢 みずの まさる	造園工	(株)熊木共楽園
村山 春奈 むらやま はるな	バリスタ	(株)クラブハリエ

(敬称略・認定順)



▲11月11日認定式(県公館)

技能ルネッサンスかながわ2010 —滋賀県代表選手 6名入賞—

神奈川県で、第48回技能五輪全国大会および第32回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)が「技能ルネッサンスかながわ2010」として盛大に開催されました。滋賀県からは技能五輪に6職種・9名の選手が、アビリンピックには7職種・7名の選手が県代表として参加され、各々持てる技能を存分に発揮されました。両大会で合計6名の方が見事に入賞を果たされ、今後もその活躍が期待されるところです。

【技能五輪入賞者】

入賞順位	競技職種	お名前	所属
銀賞(2位)	機械組立て	野瀬 陽平	パナソニック電気(株)彦根工場
敢闘賞	和裁	阪口 歩	(株)たけなか
敢闘賞	和裁	藤谷 亜里沙	(株)たけなか

(敬称略)



真剣な眼差しで競技に取り組む野瀬(陽)選手

【アビリンピック入賞者】

入賞順位	競技職種	お名前	所属
銀賞	パソコン操作	谷澤 明彦	滋賀県立玉川高等学校に勤務
銀賞	縫製	野瀬 千央	滋賀県立長浜高等養護学校に在学
銅賞	電子機器組立	林 順子	パナソニック電気滋賀(株)に勤務

(敬称略)



ガッツポーズする谷澤選手(左)

平成22年度滋賀県障害者雇用等優良事業所等知事表彰について

滋賀県では、障害者の雇用促進と職業の安定を図るため、チャレンジDWORK運動推進事業の一環として、障害者雇用にかかる知事表彰を実施しています。

今年度は、以下の事業所および勤労者の皆様が受賞されました。

【知事 表彰の部】

- **障害者雇用優良事業所** **2 事業所**
 株式会社川合製作所 (湖南市)
 株式会社ナショナルメンテナンス (彦根市)

- **優秀勤労障害者** **5 名**
 平田 光昭 (株式会社ノエビア滋賀第一工場勤務)
 平山 一幸 (ダイキン工業株式会社滋賀製作所勤務)
 松永 紀之 (有限会社寺嶋工業所勤務)
 山内 一三 (パナソニック電気滋賀株式会社勤務)
 山田 基裕 (有限会社寺嶋工業所勤務)

【知事 褒賞の部】

- **チャレンジDWORK推進賞** **4 事業所**
 有限会社寺嶋工業所 (湖南市)
 株式会社富久や (長浜市)
 特定非営利活動法人ホームスイートホーム (彦根市)
 有限会社都古リース (彦根市)

【敬称略・50音順】



▲9月17日表彰式(県庁)

障害者就職面接会を開催します

■ 湖東・湖北地域障害者就職面接会 ■

平成23年1月18日(火) 場所：県立男女共同参画センター

■ 湖東・湖北地域障害者就職面接会 ■

平成23年1月20日(木) 場所：ピバンシティ彦根

■ 湖南地域障害者就職面接会 ■

平成23年2月16日(水) 場所：クサツエストピアホテル(予定)



景気的情勢は、未だなお予断を許さない状況にあり、障害者を取り巻く雇用環境も引き続き厳しい状況が続いています。

このため、一人でも多くの方が就職できることを目的に、滋賀県と滋賀労働局・ハローワークの共催で「障害者就職面接会」を開催いたします。

就職面接会には、障害のある方々が多数参加されます。

事業主の皆様には、人材確保や障害者法定雇用率向上に向けた絶好の機会となりますので、積極的なご参加をお願い申し上げます。

- 障害者就職面接会に参加を希望される場合は、お早めに事業所管轄のハローワークまでお問い合わせください。

→ハローワーク大津 TEL 077-522-3773	ハローワーク高島 TEL 0740-32-0047
↳ 自動音声ガイドに従い、部門コード「41#」を押して下さい。	ハローワーク長浜 TEL 0749-62-2030
ハローワーク彦根 TEL 0749-22-2500	ハローワーク東近江 TEL 0748-22-1020
ハローワーク甲賀 TEL 0748-62-0651	ハローワーク草津 TEL 077-562-3720

両立支援レベルアップ助成金のご案内

(財)21世紀職業財団は、仕事と家庭の両立を支援する事業主へ助成金を支給しています。



滋賀事務所
TEL 077-523-5141 <http://www.jiwe.or.jp>

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給します。

(1) 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合

①最初に要件を満たした育児休業取得者（支給対象労働者）が生じた場合	中小企業	50万円〔40万円〕※
	大企業	40万円〔30万円〕※
②2人目以降の支給対象労働者が生じた場合（最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、①と合わせて1事業所当たり1年度10人まで）	中小企業	15万円
	大企業	10万円

※〔 〕内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出が無い場合の金額です。

(2) 原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定していた事業主の場合

支給対象労働者が生じた場合 平成12年4月1日以降、支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、1事業所当たり1年度10人まで	中小企業	15万円
	大企業	10万円

ジョブ・カード様式の簡略化およびキャリア形成促進助成金の限度額設定等について

1. ジョブ・カードの様式が簡略化されました。

ジョブ・カードの更なる普及を図るため、様式3(学習歴・訓練歴)、様式4(資格・免許)が削除され、簡略化されました。

2. 有期実習型訓練にかかるキャリア形成促進助成金の限度額等が改正されました。

・有期実習型訓練の支給に係る訓練時間数の制限

現行は、訓練計画時間数の5割以上の訓練を行った場合、助成金が支給されますが、改正後は、OJTおよびOff-JTのそれぞれの計画時間数の8割以上の場合に支給されることになりました。

・受給上限額の設定

現行は、上限額が設定されていませんが、改正後は、一の事業主に対する一の年度の支給額の上限が500万円になりました。

(参考) ・有期実習型訓練への助成

有期実習型訓練を実施する場合に、訓練中の賃金、訓練経費の5分の4(中小企業の場合)が助成されます。また、有期実習型訓練の修了者(満年齢が25歳以上40歳未満に限ります。)を訓練終了の翌日から引き続き正規雇用する場合、若年者等正規雇用化特別奨励金100万円(中小企業の場合)が助成されます。

〈ジョブ・カード制度、助成金に関するお問合せ先、ご相談先〉

滋賀県地域ジョブ・カードセンター(滋賀県商工会議所連合会) TEL 077-521-4711

滋賀県地域ジョブ・カードサポートセンター(長浜商工会議所) TEL 0749-64-3001

レインボータウン 能登川駅前

好評分譲中

JR能登川駅徒歩4分

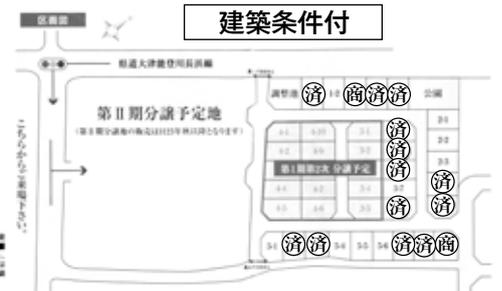
広告



この立地でこの価格を実現しました。

坪単価
29.3万円~
1区画
1,381.4万円より
宅地面積/151.49㎡(約45.82坪)

レインボータウン能登川駅前 分譲概要
■建築費削減による低価格住宅の提供
■分譲価格(税込) 1,381.4万円(1区画)
■建築費削減による低価格住宅の提供
■分譲価格(税込) 1,381.4万円(1区画)
■建築費削減による低価格住宅の提供
■分譲価格(税込) 1,381.4万円(1区画)



売主 **滋賀県勤労者住宅生活協同組合**
滋賀県知事 (11) 第631号 滋賀県大津市打出浜2番1号コラボしが21 6階 定休日/火・水・祝

お問い合わせ TEL.077-524-2800(代)
<http://www.shiga-jutaku.jp/> 滋賀住宅協

労働者と使用者との間に起こったトラブルの解決に

労働局の「個別労働関係紛争解決制度」をご利用ください

「個別労働関係紛争解決制度」とは、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、不当解雇・いじめ・労働条件の不利益変更等の、労働者と事業主との間の労働に関する個別的な民事上の紛争について

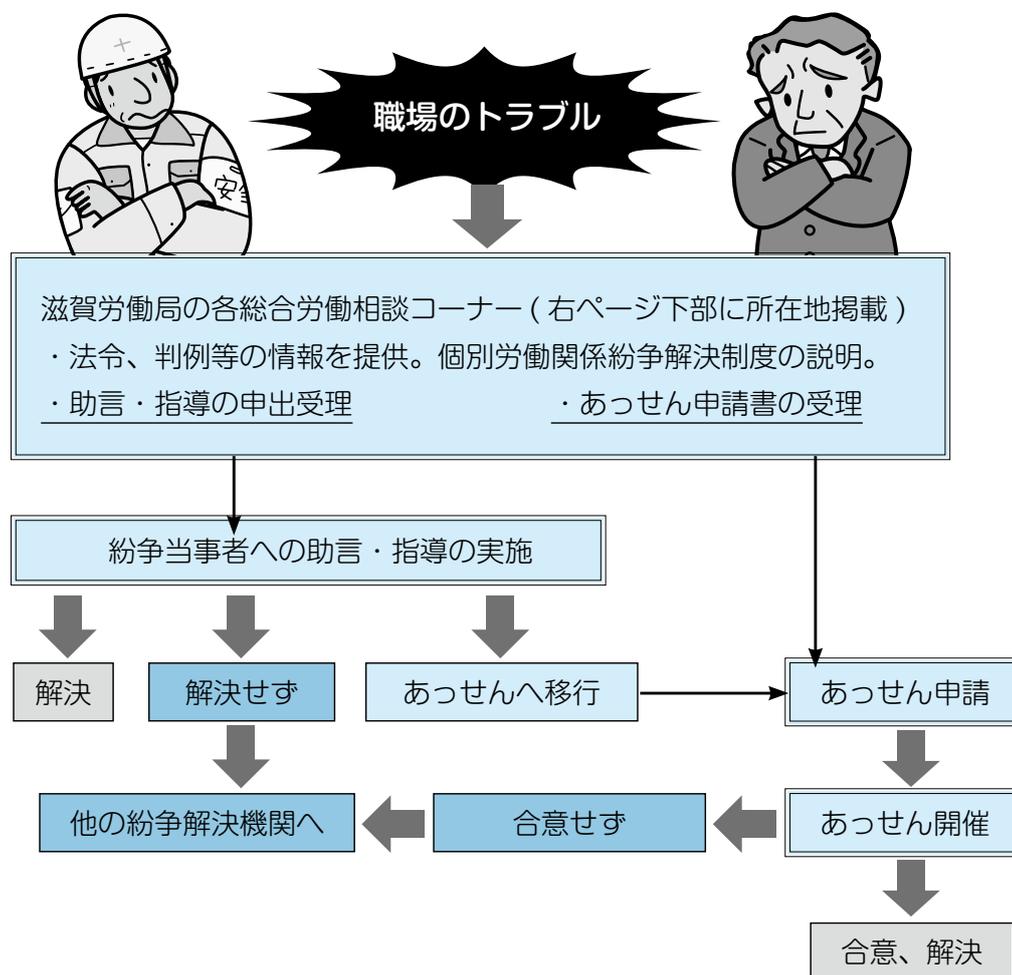
1. 総合労働相談コーナーでの情報提供・相談
2. 都道府県労働局長による「助言・指導」
3. 紛争調整委員会による「あっせん」

の制度により、労使の自主的な合意による円満かつ迅速な解決を図る制度で、滋賀県内では滋賀労働局・大津・彦根・東近江の4カ所に設置された総合労働相談コーナーが受付を行っており、労使のどちらからでも利用できます。

あっせん制度は弁護士・社会保険労務士等の公平中立な学識経験者で構成される紛争調整委員会が無料・非公開で実施しています。

また、労働者が「助言・指導」の申出や「あっせん」の申請をしたことを理由にして、事業主が労働者に対して解雇などの不利益な取扱いをすることは、法律で禁止されています。

☆個別労働関係紛争解決制度の流れ



☆個別労働関係紛争解決制度の概要

1. 総合労働相談コーナーでの相談・情報提供

労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からのご相談を総合労働相談員が、面談、電話でお受けします。また、関連する法令、判例等の情報を提供します。

2. 都道府県労働局長による助言・指導

(1) 民事上の個別紛争に関して、紛争当事者に対し口頭または文書により問題点を指摘するなど、解決の方向を示唆することで、紛争当事者間での自主的解決を促進する制度です。

(2) 対象となる紛争

- ① 解雇、配置転換・出向、雇止め、労働条件の不利益変更等の労働条件に関する紛争
- ② いじめ・嫌がらせ等職場環境に関する紛争
- ③ 会社分割による労働契約の承継、同業他社への就業禁止等の労働契約に関する紛争
- ④ 募集・採用に関する紛争 など

3. 紛争調整委員会によるあっせん

(1) あっせんの概要

弁護士・社会保険労務士等の公平中立な学識経験者が第三者として紛争当事者の間に入って調整を行い、あっせん案を提示するなど話し合いを促進することで紛争の解決を図ります。

(2) あっせんの対象となる紛争

基本的には、上記2-(2)と同じですが、募集・採用に関するものは、あっせんの対象とはなりません。

(3) あっせんの特徴

- ① 手続きは迅速かつ簡便で、あっせんの開催は原則として一日で終了します。
- ② あっせんにおいて合意された場合、原則としてその場で合意文書が交わされ、民事上の和解契約の効力があります。
- ③ あっせんに係る費用は必要ありません。
- ④ あっせんの手続きは非公開で、紛争当事者のプライバシーは保護されます。

☆「あっせん」に参加した事業主の方からの声(アンケートの結果)

- ① 短期間に問題を解決していただき、お互いにとってよかった。
- ② 双方の意見を親身になって聞いていただき、意見をうまく調整してもらえた。
- ③ スピーディーに処理してもらい助かりました。今後は、感情的にならず話合って理解することで、トラブルが避けられると判り、勉強になった。
- ④ 1回のあっせんで決着に至り、長期間の紛争、裁判にまで発展せず合意ができた。

☆総合労働相談コーナーのご案内

総合労働相談コーナー名	所在地	電話
滋賀労働局総合労働相談コーナー	大津市御幸町6番6号 滋賀労働局総務部企画室内	077-522-6648
大津総合労働相談コーナー	大津市馬場3-14-17 大津労働基準監督署内	077-522-6641
彦根総合労働相談コーナー	彦根市西今町58-3 彦根労働基準監督署内	0749-22-0654
東近江総合労働相談コーナー	東近江市八日市緑町8-14 東近江労働基準監督署内	0748-22-0394

詳細は<http://www.shiga-roudou.go.jp/>の「相談窓口」をご覧ください。

労働委員会だより

労働組合と使用者との紛争解決に 労働委員会の「あっせん」をご利用ください!!

滋賀県労働委員会では、労働組合と使用者との間の交渉が行きづまった場合に、労働問題に経験豊かなあっせん員が労使の間に入って、双方の主張を聴き、助言を行い、話し合いにより解決できるようお手伝いする「労働争議のあっせん」を行っています。

あっせんは労働組合、使用者のどちらからでも申請できます。また、あっせんは無料で利用できます。

あっせんでは、双方の主張に歩み寄りがみられた場合に、解決案として「あっせん案」を双方に示し、双方の受け入れにより解決に導くこととなります。

今回は、労働争議のあっせんについて、具体的な事例をご紹介します(実際に申請のあった事例をもとに、内容を変えています)。

事例

会社の工場の新規立ち上げに際し採用された社員のAさんは、勤務を始めてから、過密業務による過労で病気になり休職しました。会社はAさんに対し、今後半年くらい様子を見て、病状が良くなるようであれば何らかの対応をすると伝えました。しかし、会社はその3か月後にAさんを解雇しました。

Aさんは労働組合に加入し、組合から解雇通知の撤回を求めて、団体交渉を申し入れました。団体交渉が行われたものの、双方の主張は平行線をたどり、交渉は決裂してしまいました。そのため、組合は自主交渉では解決が難しいとして、当委員会にあっせん申請されました。

あっせんの開始

当委員会では、まず事務局職員が労使双方に対し、あっせんに向けての予備的な調査を行いました。この調査は、あっせんを実施する前に、労使双方から紛争の事情や主張などを聞き取り、事実経過や争点の整理を行い、あっせんに円滑に行うために実施するものです。(あっせん申請の相手方があっせんに応じない場合は、あっせん打ち切りとなることがあります。)

あっせんでの事情聴取

あっせんでは会長から指名されたあっせん員(公益側、労働者側、使用者側各1名)が、申請者である組合から事情聴取を行い(会社はこの間別室で待機)、あっせん申請に至る経過、解雇の理由、Aさんの勤務条件などについて確認しました。

次に、会社から事情聴取を行い、Aさんが休職に至った経緯、解雇の理由について確認しました。

あっせん員協議

事情聴取の後、あっせん員は、労使双方の対立点何かが、妥協が可能かどうかを中心に協議を行いました。そして、あっせん員から、「退職日を1か月延長すること」が双方の主張の妥協点ではないかと双方に提案しました。退職日が1か月延長されれば1か月分の傷病手当金が受給できるため、組合はこの提案に同意しましたが、会社は持ち帰り検討することとされました。

後日開催された第2回目のあっせんにおいて、会社があっせん員の提案を受け入れると回答したため、あっせん員は、労使双方に意見を聴いたうえで、「あっせん案」の内容について協議を行いました。

あっせん案の提示

労使双方の同席の場で、「あっせん案」の提示を行いました。「あっせん案」に対し、労使双方が受諾する意向を示されたため、あっせん案に調印されました。

今回の事例は、組合の要求が、解雇の撤回はできないとしても、退職日を延長してもらえないかという譲歩の姿勢が見られたことや、あっせん員より、会社に対し、退職日を延長してほしいという要望は緩やかなものであり、会社側も社会保険料の負担だけですむと説得されたこともあり、スムーズに解決に結びついたと考えられます。



労使間の紛争でお困りの労働組合や使用者の方は、お気軽にご相談ください。

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館5階

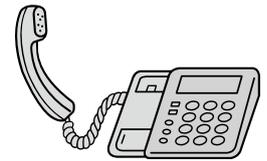
TEL 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>

労働相談 Q & A

テーマ

「雇用保険について」



質問

私は、ある製造業の企業で一日5時間、週5日の条件で働くパート社員です。1年契約を反復更新して、現在入社3年目です。

最近、会社の業績がよくないためパートは解雇されるのでは、という噂をよく耳にするようになりました。しかし、解雇されても、雇用保険に加入していないのでたちまち生活に困ります。以前、雇用保険の加入について会社の担当者に質問したところ、パートには雇用保険の適用がないと言われました。

雇用保険の加入がない状態で解雇されたら、どうすればよいのでしょうか。

回答

労働者を1人でも雇用したときは、原則として、事業主に雇用保険への加入義務が生じます。また、その事業所で働く労働者は、強制的に被保険者となります。これは、正社員であろうとパート、アルバイトであろうと変わりません。パート、アルバイトなど短時間労働者については、1週当たりの所定労働時間が20時間以上あり、31日以上雇用が見込まれる場合、雇用保険被保険者の適用要件に該当します。

従って、あなたには上に述べた被保険者としての適用要件に該当しており、パートには雇用保険の適用がないという会社担当者の説明は間違っています。法律(雇用保険法第4条第1項)に基づいた要求であることを告げて、再度加入について申し入れをしてみても良いでしょう。

会社がどうしても手続きを渋るようであれば、自分でハローワークに出向いて被保険者となったことの確認の請求をすることができ、確認されれば被保険者となります。このとき、2年遡って加入することも可能(平成22年10月1日以降は、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細書等の書類により確認された場合は、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能)ですので、ハローワークに相談されると良いでしょう。

なお、労働者自ら確認の請求をしたことに対し、事業主が報復措置として不利益な取り扱いをすることは法律(雇用保険法第73条)で禁止されていますので、勇気を持って申請しましょう。

万が一、会社の業績悪化で整理解雇という事態になった場合は、たとえ離職後であっても、上記確認の請求をして最低6ヶ月遡って加入することにより、特定受給資格者として失業給付を受けられる場合もありますので、これについても、詳しくはハローワークに相談されることをお勧めします。

滋賀県労働相談所

労働相談ダイヤル(通話料無料)

苦勞ない労働
0120-967164

相談時間

月～金(平日)10時～20時

月～金(祝日)17時～20時

土・日 10時～16時

※但し、12/29～1/3は除く

お知らせ

●雇用保険料が天引きされていたのに雇用保険に「未加入」とされた方へ●

保険料をずっと払っていたのに、失業手当がもらえない？

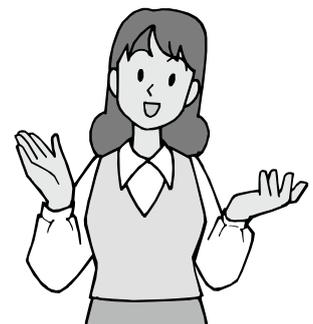
平成22年10月1日から、
2年を超えて遡って、
雇用保険の加入手続きができるようになりました。

(これまでは、2年内の期間に限り、加入手続きが可能でした)

離職した方が雇用保険の基本手当(失業手当)を受けることのできる日数(所定給付日数)は、年齢、被保険者であった期間、離職の理由などによって決められますが、離職に伴って失業手当の給付を受けようとする際、雇用保険に加入していたことが要件となります。

雇用主が雇用保険の加入の届出を行っていなかった場合、これまでは、2年内の期間に限り、遡って加入手続きが可能でした。

平成22年10月1日から、雇用保険が給与から天引きされていたことが明らかである場合は、2年を超えて遡って、雇用保険の加入手続きができるようになりました。



◆取扱いに当たっては要件がありますので、詳しくは、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

社会保険や労働保険の手続きに電子申請をご利用ください

自宅やオフィスのパソコンから申請・届出ができます。

電子申請のメリット等

1 電子申請のメリットの例

- (1) 窓口に出向く時間・費用等の負担が軽減
- (2) 申請書類等の作成に係る時間・費用等の負担が軽減
- (3) 24時間365日、受付の時間帯を気にせずに手続きが可能

2 電子申請が可能な手続の例

社会保険の資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届及び厚生年金住所変更届の6手続及び雇用保険の資格取得届、資格喪失届及び転勤届の3手続

3 e-Gov（電子政府の総合窓口）と電子申請体験システムについて

平成22年1月より労働保険適用徴収システムがe-Govに移行することで、社会保険・労働保険関係手続は全てe-Govから申請可能となりました。

また、社会保険・労働保険関係の手続に関する電子申請を、e-Govのサイト上で体験できます。申請に必要なソフトのダウンロードから申請まで、実際の電子申請と同様の操作を体験していただけます。



4 電子申請に便利なリンク先

e-Gov（電子政府の総合窓口）	http://www.e-gov.go.jp/
e-Gov電子申請体験システム	http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/taikenprepare/index.html
厚生労働省電子申請・届出等の手続案内	http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/index.html
日本年金機構の磁気媒体による届出案内	http://www.nenkin.go.jp/sinsei/e_appli/index.html

半世紀で加入企業 100万社以上の実績！

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

国の制度だから **安心**

国から掛金の助成を受けられます

社外積立だから **簡単**

従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします

掛金は全額非課税だから **有利**

節税に加え、手数料もかかりません

■パートさんも加入できます
■適格退職年金制度からの移行先です



詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：中退共

〒105-8077東京都港区芝公園1-7-6
TEL 03-3436-0151(代表) FAX 03-3436-0400
<http://chutaikyoo.taisyokukin.go.jp/>

ろうきんは、はたらく人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

広告

お引出し手数料全額還元サービス おかえり。

【対象となる口座】

- 個人のお客さまが保有する当金庫のすべての普通預金口座（無利息型含む）・貯蓄預金口座
 - カードローン口座（マイプラン・ろうきん@irカード・生き活きカード）
- ※翌月末営業日時点での解約済口座や、近畿ろうきん扱いでなくなった口座は対象外となります。
※延滞となっているカードローン口座は対象外となります。

ろうきんはもちろん
他行やコンビニのATM・CDでのお引出し手数料 **0円**

時間外手数料も
何回引出しても手数料 **0円**

※ご利用月の翌月末営業日に還元いたします。
※お振込手数料については還元対象にはなりません。

【お引出しできる場所（ATM・CD）】

- 全国のろうきんはもちろん、
- MICS加盟の提携先金融機関（都銀・信託銀・地銀・第二地銀・信金・信組・JA）
 - ゆうちょ銀行
 - セブン銀行（セブンイレブン・イトーヨーカードー）
 - イオン銀行
 - コンビニ（ローソン・am/pm・ファミリーマートなど）

【ご入金できる場所（ATM）】

- 全国のろうきんはもちろん、
- 第二地銀・信金・信組※
 - ゆうちょ銀行
 - セブン銀行（セブンイレブン・イトーヨーカードー）
- ※第二地銀・信金・信組では一部お取扱いができない金融機関・店舗がございます。
入金可能なATMには「入金ネット」の表示がされています。

- 大津支店 ☎077-524-5356
大津市におの浜 4-5-9
- 彦根支店 ☎0749-22-2862
彦根市大東町 4-28
彦根勤労福祉会館内
- 草津支店 ☎077-562-5791
草津市南草津 3-7-1
- 八日市支店 ☎0748-23-2371
東近江市八日市東本町 17-8-22

- 長浜出張所 ☎0749-63-9111
長浜市高田町 5-21
- 水口出張所 ☎0748-62-6131
甲賀市水口町東名坂 277
- 守山出張所 ☎077-583-4400
守山市播磨田町 3076-2
- 近江八幡ローンセンター
☎0748-37-5910
近江八幡市鷹飼町南 4-4-5
アクティ近江八幡 2F



儲けない金融機関

近畿ろうきん

<http://www.rokin.or.jp>

お客様センター ☎0120-191-968
月曜～金曜9:00～18:00（土曜・日曜・祝日、12月31日～1月3日は除く）

平成21年賃金構造基本統計調査結果について

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を明らかにするため、厚生労働省が平成21年6月分の賃金等（賞与等特別給与額は平成20年1年間）について調査したものです。

当調査の中から滋賀県にかかるものを抜粋して紹介します。

詳しい内容については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。

1. 新規学卒者の初任給額（産業計、企業規模計（10人以上））

（単位：千円）

区分	男					女				
	学歴計	高校卒	高専・短大卒	大学卒	大学院修士課程修了	学歴計	高校卒	高専・短大卒	大学卒	大学院修士課程修了
全国	188.3	160.8	175.8	201.4	228.6	178.6	153.0	171.7	194.9	227.1
滋賀	184.0	156.6	175.1	198.7	226.5	176.2	151.6	171.1	190.7	238.0

2. 一般労働者のきまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

（産業計、企業規模計（10人以上））

	男							女						
	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額
					現金給与額	所定内給与額						現金給与額	所定内給与額	
歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	
全国	42.0	12.8	165	13	354.6	326.8	1043.0	39.4	8.6	163	7	243.2	228.0	570.6
滋賀	40.4	12.6	165	13	343.2	314.4	1009.1	38.9	8.8	163	7	236.7	221.0	616.8

3. 一般労働者の産業別賃金（所定内給与額）（企業規模計（10人以上））

（単位：千円）

	男							女						
	産業計	建設業	製造業	運輸業郵便業	卸売業小売業	医療福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	建設業	製造業	運輸業郵便業	卸売業小売業	医療福祉	サービス業（他に分類されないもの）
全国	326.8	331.9	315.1	261.7	334.2	351.6	271.7	228.0	217.9	196.6	202.9	218.0	243.8	206.1
滋賀	314.4	314.7	310.5	280.0	303.5	355.5	240.6	221.0	198.5	208.4	200.1	202.7	237.6	188.5

注：産業計は日本標準産業分類に基づく16大産業の計です。（下記4も同じ）

注：サービス業（他に分類されないもの）は、16大産業のうちの1つです。（下記4も同じ）

4. 短時間労働者の産業別1時間当たり賃金（所定内給与額）（企業規模計（10人以上））

（単位：円）

	男						女					
	産業計	製造業	運輸業郵便業	卸売業小売業	宿泊業飲食サービス業	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業小売業	宿泊業飲食サービス業	医療福祉	サービス業（他に分類されないもの）
全国	1,086	1,183	1,119	973	929	1,103	973	891	909	894	1,192	972
滋賀	1,058	1,161	※1,121	951	888	949	983	922	918	887	1,311	818

企業の皆様からの求人をお待ちしています！

県立高等技術専門学校および（独）雇用・能力開発機構滋賀センターでは、公共職業訓練修了生の求人をお待ちしています。

企業ニーズに合わせた訓練課程を修了した企業の即戦力になれる人材です。

詳しくは下記施設までお問い合わせください。

平成22年12月末に訓練修了予定の科および修了予定人数

県立高等技術専門学校			（独）雇用・能力開発機構滋賀センター		
科名	訓練期間	修了予定人数	科名	訓練期間	修了予定人数
住宅リフォーム科	6ヶ月	9	ビル設備サービス科	6ヶ月	15
総合技能系電気設備技術コース	〃	7	CAD / CAM 技術科	〃	12
総合技能系電気機械技術コース	〃	2	電気設備科	〃	6
			生産技術管理科（機械保全コース）	〃	8

（お問い合わせ先）県立高等技術専門学校 米原校舎 TEL 0749-52-5300

（独）雇用・能力開発機構滋賀センター TEL 077-537-1179

平成22年7月から「改正障害者雇用納付金制度」スタート！！



- 常用雇用労働者数**200人以上300人以下**の皆様も申告が必要となりました。
- 週**20時間以上30時間未満**の短時間労働者も申告の対象となりました。
- 障害者数のカウントの方法が「重度以外の身体・知的障害者の短時間労働者は、**0.5人**に計算することとなります」。
- 除外率設定業種の除外率がそれぞれ**10%ポイント引き下げ**られました。

※平成23年2月に「障害者雇用納付金制度事業主説明会」を開催します。是非ご参加をお願いします。

障害者雇用納付金制度とは・・・

事業主は常時雇用している労働者数の1.8%（法定雇用率）以上の障害者を雇用しなければなりません。障害者を雇用するには作業施設や設備の改善等経済的負担が伴うことから、この雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とでは経済的負担に差が生じることとなります。

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、この経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、事業主の共同拠出による「障害者雇用納付金制度」が設けられており、具体的には、雇用障害者数が法定雇用率（1.8%）を下回っている場合は、納付金の納付が必要となり、超えている場合は調整金が支給されます。

（お問い合わせ先）（社）滋賀県雇用開発協会 TEL 077-526-4853（大津市末広町1番1号日本生命ビル3階）

ホームページ「しがのワーク・ライフ・バランス」のご案内

<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/wlb/index.html>

滋賀県では、子育てしやすい職場づくり、男女がともに働きやすい職場づくりを推進するため、ワーク・ライフ・バランス関係情報を発信するホームページ「しがのワーク・ライフ・バランス」（滋賀県ホームページ内）を開設しています。是非ご覧ください。

<掲載情報> ○「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録制度のご案内と、登録企業の紹介

○ワーク・ライフ・バランス関係法令等

○ワーク・ライフ・バランス関係資料（調査資料、冊子・パンフレット）等

お知らせ

このホームページに掲載している冊子「労働法のしおりーワーク・ライフ・バランス推進のためにー」の配布をご希望される方は、下記までご来所いただくか、郵送（封筒表に「労働法のしおり申込」と明記のうえ、**返信切手 290円分**と、返送の宛先を同封）によりお申込みください。

（申込先）滋賀県 商工観光労働部 労政能力開発課 労政福祉担当

〒520-8577 大津市京町4-1-1

滋賀県庁 東館4階

※お申込みは1企業または1個人につき、1冊とします。また在庫がなくなり次第、配布を終了しますので予めご了承願います。

（お問い合わせ先）滋賀県 労政能力開発課

TEL 077-528-3751

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部 労政能力開発課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL 077-528-3751 FAX 077-528-4873

E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.jp/>